暴力団の排除に係る誓約書

年　　月　　日

香美市長様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 所在地 |  |
|  | 名　称 |  |
| 代表者 | 住　所 |  |
|  | 職・氏名 |  |

当該事業に係る申請者（当該申請者が法人である場合にあってはその役員等、法人以外の団体である場合にあってはその代表者、理事その他法人における役員等と同等の責任を有する者）、当該事業所の設置者、管理者その他事業所の業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）は、下記に掲げる暴力団員等にあたらず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないことを誓約します。

　また、事業所の運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等が運営に関与しないことを誓約します。

記

|  |
| --- |
| 【香美市暴力団排除条例（平成22年香美市条例第51号）第２条の規定】  この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。   1. 暴力団暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号。以下「法」という。)第２条第２号に規定する暴力団をいう。 2. 暴力団員法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。 3. 事業者法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）又は事業を営む個人をいう。   【暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条の規定】  　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。   1. 暴力的不法行為等　別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。 2. 暴力団　その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。 3. 暴力団員　暴力団の構成員をいう。 4. 指定暴力団連合　第四条の規定により指定された暴力団をいう。 5. 指定暴力団等　指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。 6. 暴力団員　暴力団の構成員をいう。 7. 暴力的要求行為　第九条の規定に違反する行為をいう。 8. 準暴力的要求行為　一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第９条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。 |